

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議  
組織団体  
埼玉県職員組合  
埼玉県教職員組合  
埼玉県高等学校教職員組合

事務局  
埼玉県高等学校教職員組合（埼玉高教）  
担当 原田 浩  
連絡先 048 - 822 - 7421

## 埼玉県の公務労働者の労働・生活実態及び社会的な要請に背を向ける国追従の人事委員会勧告に対する声明

1 埼玉県人事委員会（以下、人事委員会）は10月22日、知事と県議会議長に対して、2020年「職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告」（以下、勧告）を行いました。勧告は、「職員の期末手当等に関する報告（意見）」及び「勧告」から構成されています。

2 人事委員会は、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間のボーナス（特別給）の支給割合は年間4.44月であるとして、職員のボーナス（特別給）を0.05月分引き下げ、年間4.45月とし、引下げ分をすべて期末手当に割り振るとしました。今回の勧告は、月例給には言及せずボーナス（特別給）のみであり、しかも国・人事院勧告では「人事管理に関する報告」もあわせて出されたにもかかわらず、県・人事委員会勧告には「人事管理に関する報告（意見）」がありません。例年にはない、全く異常な不完全な勧告です。一時金の引き下げ勧告が出されたことは、公務員の現場実態を顧みず、われわれの要求に応えない極めて不当な内容です。この間のボーナス（特別給）の引き上げ改定では、「勤務実績に応じた給与を推進するため」として、すべて勤勉手当に充ててきたにもかかわらず、今回の引き下げ分については期末手当を充てています。これは成績主義を推進する政府方針に追従するものであり、到底容認することはできません。

3 私たち県職員・教職員は、730万人の県民の暮らし・福祉・教育の充実のため懸命に努力を続けています。さらに今年は、コロナ禍において日々、住民や子どもたちのいのちや暮らし、教育を守るため最前線で奮闘しています。このような中で、ボーナス（特別給）を削減することは、断じて認めることはできません。そもそも公務員賃金は、地方公務員法第24条3「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と位置付けられ、「生計費」が公民比較とともに大きく位置付けられています。つまり、単純な公民比較ではなく、公務員の生活の維持を前提としているのです。公務員の生活が保障されてこそ感染防止に関わる職務が効果的に遂行できます。県職員・教職員の賃金を今こそ引き上げ、労働条件を改善して多忙化を解消することを行うべきです。私たち県職員・教職員が、より一層充実した県民サービスと教育をすすめるには、健康や生活に不安を抱くことなく、安心して職務に専念できる賃金・労働条件の保障が不可欠です。

4 地公労は、国の人事院勧告後に、基本賃金の引上げ、人員増等を求める要求署名にとりこんでいます。すでに「2020年度賃金等の確定に関する重点要求書」を埼玉県知事・埼玉県教育委員会教育長に提出しました。人事委員会勧告を待たずに要求書を提出するという未だかつてない事態です。今後、賃金等の団体交渉を行います。その動向は県内の公務・公共関連労働者をはじめ、多くの民間労働者の賃金にも関連してくるものであり、同時に、景気にも多大な影響を及ぼします。こうした立場から、地公労は、県職員・教職員の労働実態・生活実態にもとづいた大幅な賃金改善、定数改善による労働条件の改善、拍車がかかる長時間過密労働・「多忙化」解消に向けて、全力をあげてとりくむ決意です。

2020年10月22日

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議（議長 北村純一）  
（埼玉県職員組合、埼玉県教職員組合、埼玉県高等学校教職員組合）